

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-66号
2	公募日	令和8年5月18日
3	契約担当者	能代市長 鍋谷 暁
4	件名	旧竹生小学校アスベスト有無に関する事前調査業務委託
5	業務場所	旧竹生小学校地内
6	履行期間	契約締結日～令和8年9月30日
7	当該業務の主管課	教育部 教育総務課 電話番号 0185-73-2757 ファクシミリ番号 0185-73-6459
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	アスベスト有無に関する事前調査 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	<p>入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること</p> <p>(1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登録されていること</p> <p>(2) 秋田県内に契約の締結できる営業所を有していること</p> <p>(3) 国、秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと</p> <p>(4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請をしている者であること</p> <p>(5) 特定又は一般建築物石綿含有建材調査者、若しくは令和5年9月末までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者を配置できること。</p> <p>(6) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者、若しくは同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置できること。</p>
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする
12	入札予定日	令和8年5月29日 (金) 午後2時00分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	<p>(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり</p> <p>(2) 参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること</p> <p>ア 10(5)の登録を受けていることを証する書類</p> <p>イ 10(6)の資格を有していることを証する書類</p>

## 入札スケジュール

件名：旧竹生小学校アスベスト有無に関する事前調査業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年5月18日（月）正午から 令和8年5月20日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年5月18日（月）正午から 令和8年5月20日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年5月18日（月）正午から 令和8年5月22日（金）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年5月22日（金）午前9時まで（回答書を作成し、供覧）	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年5月26日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年5月29日（金）午後2時00分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 鍋谷 暁 様

住 所  
申込者 商号又は名称  
代表者氏名  
(名簿登録番号 )

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-66号		
物 品 ( 業 務 ) 名	旧竹生小学校アスベスト有無に関する事前調査業務委託		
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名		
	電 話 番 号	F A X 番 号	

# 入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市長 鍋谷 暁 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	旧竹生小学校アスベスト有無に関する事前調査業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

## 応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
  - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
  - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。  
※落札決定の日は、入札日をいう。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
  
- 2 仕様書等に関すること。
  - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
  - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
  - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
  
- 3 入札参加申込等に関すること。
  - (1) 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
  - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
  - (3) 申込書類の作成  
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
  - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
  - (5) 入札参加の辞退  
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
  
- 4 指名通知等
  - (1) 指名通知  
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
  - (2) 非指名通知  
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

## 5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

## 6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

## 7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。  
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。  
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460





# アスベスト有無に関する事前調査業務委託仕様書

## 第1 目的

本業務は、旧竹生小学校解体工事に先立ち、当該建物に使用されている建材について、アスベスト含有の有無を事前に調査するものである。

## 第2 業務概要

- 1 業務名称 旧竹生小学校アスベスト有無に関する事前調査業務委託
- 2 調査場所 旧竹生小学校（能代市竹生字竹生18番地の1）
- 3 委託期間 契約締結日～令和8年9月30日
- 4 調査対象

名称・用途	建築年	延床面積	構造規模
旧竹生小学校（校舎等）	昭和57年	1,918㎡	RC造・2階建
同上（体育館）	昭和56年	715㎡	S造・平屋建
同上（プール）	平成6年	87㎡	W造・平屋建

## 5 調査報告

石綿飛散レベル毎に石綿含有建材の種類と使用場所を特定した報告書を作成する。石綿の使用状況により解体に関わる資料と所見をまとめる。

## 第3 調査内容

対象建物に対して、石綿障害予防規則第3条の規定による石綿等の使用の有無の事前調査に基づいた調査を行う。

- 1 書面調査（一次調査）
- 2 現地目視調査（二次調査）
- 3 試料採取
- 4 分析調査
- 5 報告書作成（※試料採取後14日以内に分析の結果を速報すること）

対象とする石綿含有建材は、飛散性レベル1、2、3及びレベル外に対して、特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月末までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者（以下、資格者）のいずれかが行い、調査結果はJATI協会の「アスベスト有無に関する事前調査結果報告書モデル様式」に準じた報告書を提出すること。

現場調査等で石綿含有の有無が断定できないものは、次に示す定性分析を実施する。

### ■定性分析

石綿含有分析は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトの6種類について、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の

使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日付け厚生労働省労働基準局通知）に従い実施すること。

なお、分析は「JIS A1481-2 建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部（試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）」（平成28年3月22日改正）を基本とし、仕上塗材等については「JIS A1481-1 建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部（市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）」により層別分析を行うこと。

また、分析技術者は公益社団法人日本作業環境測定協会の建材製品中の石綿含有率測定の石綿分析技術評価事業においてA又はBランク認定技術者（以下、石綿建材分析者という。）若しくは同等以上の知識及び技能を有すると認められる者が実施するものとする。

分析する建材は、次に掲げる建材を予定している。既存設計図書等と現地に相違があった場合は担当職員との協議により検体数を変更する。

No.	場所	建材名	検体数	備考
*校舎等				
1	外部	仕上塗材	8	
2		防水材	1	
3		塗膜防水材	1	
4		モルタル	5	
5		人研ぎ石	1	
6	内部	仕上塗材	7	
7		木毛セメント板	1	
8		ボード類	2	
9		Pタイル	1	
10		ソフト巾木	1	
11		モルタル	12	
12		人研ぎ石	1	
13		保温材	3	配管
14		パッキン	4	配管
15	貯油庫	仕上塗材	1	
16		シーリング	1	
17		パッキン	1	配管
*体育館				
18	外部	仕上塗材	3	
19		モルタル	2	
20		人研ぎ石	1	

21	内部	長尺縁甲板	1	
22		モルタル	2	
*プール				
23	外部	塗膜防水材	8	
24	内部	塗膜防水材	1	
25		モルタル	2	
26		人研ぎ石	1	
検 体 数 計			72	

#### 第4 業務の実施

##### 1 一般事項

本業務の実施にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図らなければならない。

##### 2 打合せ及び記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は必要な時期において打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容を受注者がその都度記録する。記録は、担当職員が指示する様式により速やかに議事録を作成し、相互に確認した上で提出すること。

##### 3 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘 要
・ 既存図面	・

貸与場所（ 教育部教育総務課 ） 貸与時期（ 委託開始月 ）  
返却場所（ 貸与場所に同じ ） 返却時期（ 協議による ）

## 第5 成果品

### 1 調査結果報告書

報告書は、厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和8年2月改正）に基づき以下の内訳のとおりとする。

- ①アスベスト有無事前調査報告書（JATI協会報告書様式に準ずる）
- ②アスベスト有無事前調査詳細表（JATI協会報告書様式に準ずる）
- ③調査図面（石綿含有建材の所在を記載したもの）
- ④調査写真（建材採取写真を含む）
- ⑤建材分析結果報告書
- ⑥参考資料

### 2 成果品の提出

提出場所：能代市 教育部 教育総務課

提出期限：令和8年9月30日まで

提出部数：2部（冊子製本）

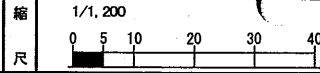
※また、成果品は電子納品としてCD-R又はDVD-Rに件名を表示して1部提出すること。

## 第6 特記事項

- 1 資格者及び石綿建材分析者は、じん肺及び石綿に関する特別健康診断を受診して所見がないこと。
- 2 採取作業日は、原則として発注者の勤務時間内に行うものとし、作業実施日はあらかじめ発注者と協議の上決定すること。
- 3 分析検体数は、書面調査及び現場調査の結果から、発注者と受注者の協議によって決定する。これにより分析検体数の数量が増減した場合は契約変更を行うものとする。
- 4 試料採取にあたっては「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（令和6年1月改正）に基づく「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止徹底マニュアル（令和6年2月改正）」により行い、作業中は作業場所の整理整頓に努めること。また、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- 5 試料採取箇所の原形復旧等は不要とする。
- 6 本業務の実施にあたっては事故の無いよう作業員等の安全を確保すること。なお、作業中に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者がその責任を負う。
- 7 業務の実施において発生した材料等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、受注者の責任において適切に処分する。
- 8 受注者は、調査内容や報告書等関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
- 9 本業務にともなう調査、検査等に必要経費は、本仕様書に明記がないものであっても原則として受注者の負担とする。
- 10 受注者は、業務の全部又は大部分を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託する場合、事前に発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- 11 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者で協議の上決定する。

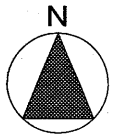
(令和元年度)

施設の配置図

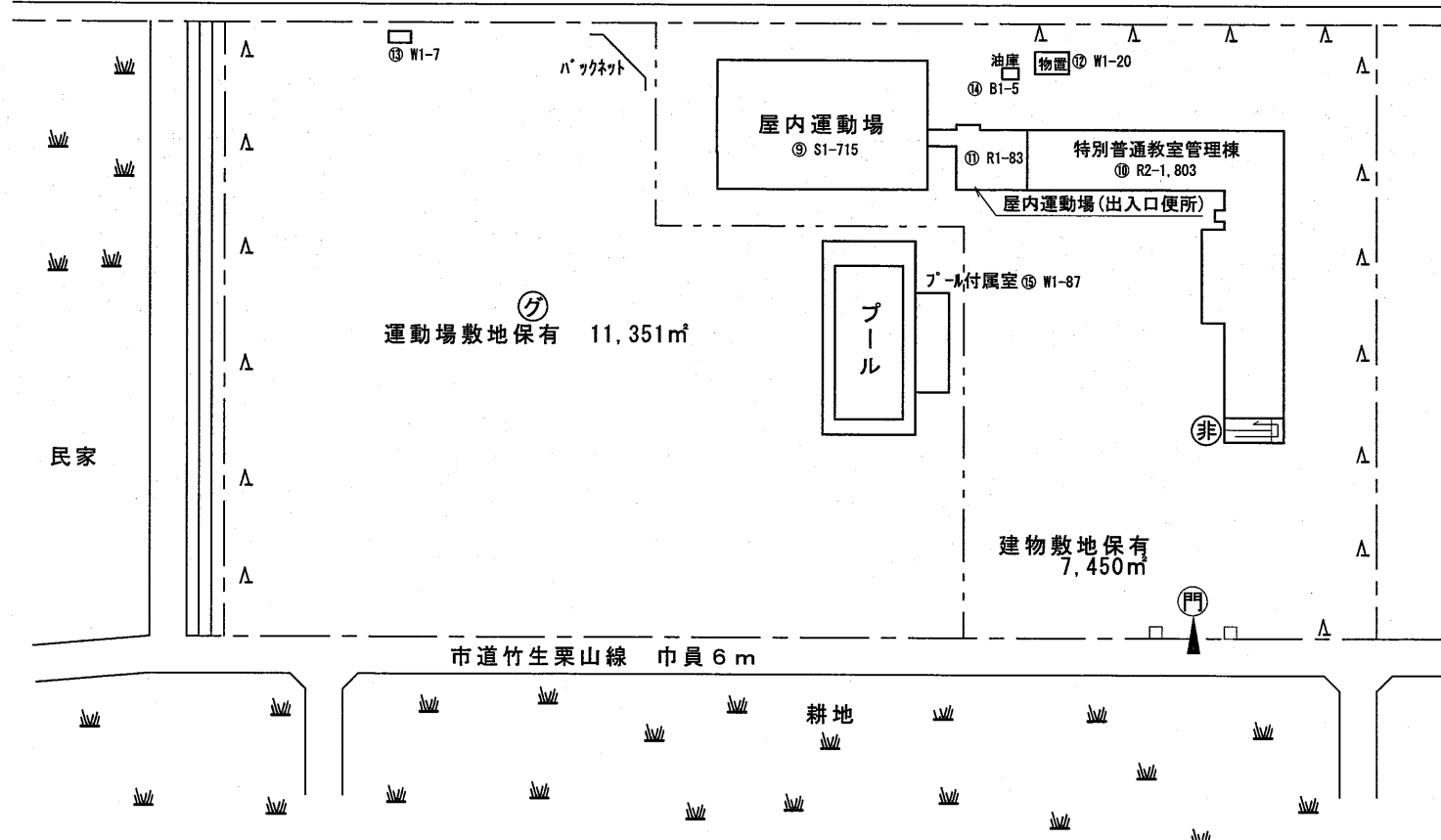


学校名 竹生小学校

調査番号 (都道府県) 05 (市町村) 202 (学校) 0158 整理番号 205



- 凡 例
- 建物
  - 未 未とりこわし建物
  - 危 危険建物
  - 借 借用建物
  - 一 一時使用建物
  - キ 4,501~5,500
  - 建物以外の工作物
  - 自 自転車置場
  - 倉 倉庫
  - 吹 吹き抜けの渡廊下
  - 温 温室
  - 接 相接場
  - 門 正門、通用門
  - 動 動物小屋
  - 井 井水汲上用機械室
  - 簡 簡易な小規模構造物



旧竹生小学校アスベスト有無に関する事前調査業務委託

